

京都市告示第 5 8 8 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、農業用水路等を指定しましたので、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 2 月 2 6 日

京都市長 門川 大作

(指定する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	横大路水 0 0 7 5 号	伏見区横大路竜ヶ池 3 4 番地先 伏見区横大路竜ヶ池 5 8 番地先
2	久我水 0 2 4 5 号	伏見区久我石原町 6 番 1 地先 伏見区久我石原町 6 番 2 地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)